

令和6年度第2回小金井市消費生活審議会（第14期）会議次第

日時：令和6年11月27日（水）午後4時から

場所：西庁舎2階第五会議室

1 開会

あいさつ

2 消費生活審議会委員の委嘱について

委嘱状交付及び自己紹介

3 消費生活審議会の会長の選出について

会長のあいさつ

4 職務代理者の指名について

職務代理者のあいさつ

5 議題

小金井市消費生活審議会の関係報告及び課題について

① 小金井市消費生活条例及び同施行規則

② 審議会会議録の取扱いについて

③ 消費生活係事業概要について

④ 消費者行政の予算について

6 その他

配布資料	資料1-1	小金井市消費生活条例
	資料1-2	小金井市消費生活条例施行規則
	資料2-1	消費生活審議会会議録の取扱い
	資料2-2	意見提案シート
	資料3	令和6年度 消費者行政事業の概要
	資料4	令和5年度 消費生活行政事業報告
	資料5	消費生活行政 予算・決算概要
	資料6	消費者行政推進交付金の活用状況

○小金井市消費生活条例

平成10年3月30日条例第8号

改正

平成26年12月18日条例第42号

平成28年3月30日条例第15号

小金井市消費生活条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 消費者への支援（第7条—第14条）

第3章 消費者被害の救済（第15条—第17条）

第4章 消費生活審議会（第18条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第27条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、小金井市（以下「市」という。）及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、消費者行政を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進は、市、消費者及び事業者の相互の信頼と協力を基調とし、次の各号に掲げる消費者の権利の確立を目指すことを基本にして行わなければならない。

- （1）消費生活において、商品又はサービスにより生命、健康又は財産を侵されない権利
- （2）消費生活において、商品又はサービスを適切に選択し、適正に使用又は利用するため、適正な表示を行わせる権利
- （3）消費生活において、商品又はサービスについて不適正な取引行為から保護され、又は不当な取引条件を強制されない権利
- （4）消費生活において、商品又はサービスについて不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- （5）消費生活において、必要な情報が速やかに提供される権利

(6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受ける権利

(7) 消費生活において、消費者の利益の擁護及び増進について意見を表明し、行動する権利
(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消費者 事業者が供給する商品又はサービスを使用し、又は利用して生活する者をいう。

(2) 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。

(3) 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。

(4) サービス 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める施策を通じて、消費者の権利を確立し、もって市民の消費生活の安定と向上を図るものとする。

2 市は、前項の場合において、必要に応じ関係機関との連絡及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民が消費生活の安定と向上を図るため自主的に推進する組織及び調査、研究、学習等の活動に対して、必要な援助及び協力を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、消費者の権利を尊重し、これを侵してはならない。

2 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、常に法令を守るとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、自主的に消費者の利益の擁護及び増進のための措置をとるよう努めなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、消費者の権利の確立を目指し、自ら進んで消費生活に関する知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、市及び事業者に対し意見を述べ、必要に応じ消費者相互の連携を図ることによって、消費生活の安定及び向上のために積極的な役割を果たすものとする。

第2章 消費者への支援

(情報の収集及び提供)

第7条 市長は、消費者の権利の確立を支援するために必要な消費生活に関する情報を収集し、消費者にその情報を提供するものとする。

(消費者教育の推進)

第8条 市は、消費者の権利の確立のために、必要な知識及び判断力を習得できるよう消費者教育の充実等の施策を講ずるものとする。

(消費者団体の助成)

第9条 市は、消費者の権利の確立のため、消費者団体の助成に努めるものとする。

(消費者ラウンドテーブルの設置)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、消費者と事業者の対話の場を設けることができる。

2 事業者は、事業活動に消費者の意見を反映するため、消費者との対話に努めるものとする。

(消費者モニターの設置)

第11条 市長は、消費生活に関する情報及び意見を収集するため、小金井市消費者モニター（以下「消費者モニター」という。）を置くことができる。

2 消費者モニターは、消費生活に深い理解と関心をもつ者のうちから市長が委嘱する。

3 消費者モニターの職務等は、別に規則で定める。

(商品又はサービスの供給等の要請)

第12条 市長は、生活関連商品又はサービスの円滑な流通を確保し、適正な価格の安定を図る必要があるときは、事業者及び事業者の組織する団体に対し、商品等の供給及び価格の安定について要請するものとする。

(消費者施設の整備等)

第13条 市は、消費者の権利の確立のため、消費者施設の整備及び拡充に努めるものとする。

(消費者の意見等の反映)

第14条 市長は、積極的に消費者の意見、要望を市の施策に反映するよう努めるものとする。

第3章 消費者被害の救済

(消費生活相談室の組織及び運営等)

第15条 市は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び住所は、次のとおりとする。

名称 小金井市消費生活相談室

住所 小金井市本町六丁目6番3号（小金井市役所内）

- 3 センターには、消費生活相談室の事務を掌理する消費生活相談室長及び消費生活相談室の事務を行うために必要な職員を置くものとする。
- 4 センターは、前項に規定する消費生活相談室長及び職員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談員の設置）

第15条の2 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

- 2 センターは、消費生活相談員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 消費生活相談員の職務等は、別に規則で定める。

（資料の提出等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、消費生活相談員の扱う苦情の解決のため、当該苦情に係る事業者その他の関係人に対し、資料の提出、報告等の協力を求めることができる。

（指導、勧告及び公表）

第17条 市長は、不適正な取引行為、商品もしくはサービスの不適正な表示又は不適正な容器もしくは包装がなされていると認めるときは、事業者に対し指導、勧告を行うことができる。

- 2 市長は、事業者が前項の指導、勧告に従わないことにより、消費者への被害が発生又は拡大するおそれがあるときは、小金井市消費生活審議会の意見を聴いた上で、当該事実及び事業者名を公表することができる。

第4章 消費生活審議会

（設置）

第18条 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、小金井市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第19条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）消費生活の安定及び向上に係る事項について市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(2) 消費生活の安定及び向上に係る事項について市長に対して建議すること。

(3) 本条例の改正について市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 消費者 2人以内

(3) 商工業者 2人以内

(4) 農業者 1人以内

(任期)

第21条 前条に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、必要の都度、会長が招集する。

(運営等)

第24条 本章に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項については、別に規則で定める。

第5章 雑則

(国又は東京都への要請)

第25条 市長は、消費生活の安定及び向上のために必要と認めるときは、国又は東京都に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(適用除外)

第26条 第3章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については適用しない。

2 第3章の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

(1) 医師、歯科医師、その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品又はサービスの価格で法令に基づいて規制されているもの

3 第2章の規定は、前項第1号に掲げる行為については適用しない。

(委任)

第27条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 小口事業資金融資 審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円」

を

「 小口事業資金融資 審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
消費生活審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円」

に改める。

付 則（平成26年12月18日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月30日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○小金井市消費生活条例施行規則

平成10年4月1日規則第45号

改正

平成12年6月19日規則第42号

平成28年3月29日規則第27号

令和2年4月1日規則第36号

小金井市消費生活条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、小金井市消費生活条例（平成10年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(消費者モニターの職務等)

第2条 条例第11条第1項に規定する小金井市消費者モニター（以下「消費者モニター」という。）の職務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消費者行政に対する意見、要望及び苦情を小金井市（以下「市」という。）に報告すること。
- (2) 消費者モニター連絡会及び各種懇談会に出席すること。
- (3) 市が主催する消費者関係事業に参加又は協力すること。
- (4) 知識向上を図るため学習、調査及び研究を行うこと。

2 消費者モニターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 消費者モニターの人数は、12人以内とする。

(消費生活相談室長)

第2条の2 条例第15条第3項に規定する消費生活相談室長は、消費生活行政を所管する課長をもって充てる。

(消費生活相談員の職務等)

第3条 条例第15条の2第3項に規定する消費生活相談員の職務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消費生活上の被害又は苦情の申出について、解決のための助言を行うこと。
- (2) 消費生活上の被害又は苦情の処理に関し、事業者と消費者双方の意見を聴取し、解決のための調整を図るとともに、必要に応じて東京都もしくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は連絡調整を図ること。

(3) 消費生活上の被害又は苦情の処理に必要な資料の収集を行うこと。

(4) 消費生活上の被害を防止するため、必要な情報の提供を行うこと。

2 前項の職務の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

(1) 実施日 月曜日から金曜日まで（小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。）

(2) 実施時間 午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

3 消費生活相談員の人数は、5人以内とする。

（消費生活審議会の運営等）

第4条 条例第18条に規定する小金井市消費生活審議会（以下「審議会」という。）は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の議決決定は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の運営で必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 審議会は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

5 審議会の庶務は、市民部経済課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成12年6月19日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小金井市消費生活条例施行規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成28年3月29日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日規則第36号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

消費生活審議会会議録の取扱い

平成 18 年 10 月 11 日承認済

平成 30 年 11 月 19 日一部改正

1 会議録の公開等について

(1) 会議録の作成方法

会議録の作成方法は、会議内容の要点記録の方法で作成しています。

(2) 会議録の記載事項

原則として、①会議の名称、②事務局、③開催日時、④開催場所、⑤出席者、⑥傍聴の可否、⑦傍聴者数、⑧傍聴不可・一部不可の場合は、その理由、⑨会議次第、⑩会議結果、⑪発言内容・発言者名、⑫提出資料、⑬その他必要な事項 を記載することと規定されています。

(3) 会議録の公開

平成 16 年 4 月 1 日に施行した市民参加条例第 7 条第 1 号の規定による附属機関等の会議録は、情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に据え置く方法により市民に公開（条例施行規則第 7 条）しています。

2 会議録等のホームページへの掲載について

会議録の公開の方法は、「情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする」と規定(条例施行規則第 7 条)されています。

しかし、より多くの市民に見ていただくとの観点から、附属機関等の会議録等について、ホームページに掲載いたします。

(1) 消費生活審議会会議録の掲載時期

会議終了後から原則 2 ヶ月までに掲載予定

(2) 掲載する内容

- ① 会議録の「様式」により作成した表紙部分
- ② 発言内容（会議内容の要点記録）
- ③ 当日配布した資料（電子データのあるもの）

3 今後における消費生活審議会会議録の取扱いについて

(1) 会議録の承認方法

- ① 審議会開催後、事務局で速やかに会議録（案）を作成します。
- ② 委員各位に会議録（案）を送付し、内容確認を依頼（期日指定）します。内容修正を必要とする場合は、当該委員と調整のうえ修正します。

③ 調整後の会議録（案）を会長に送付し、承認を得ます。

④ 会議録として内部決裁終了後、公開手続を行います。

(2) 会議録の公開方法

① 情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に据え置きます。

② ホームページに掲載します。

(3) 意見・提案シート

傍聴者の方から次回開催の10日前までに提案があった場合には、消費生活審議会の資料として配付いたします。（審議会案件に関係あるものに限る。）

意見・提案シート

◆消費生活審議会への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、経済課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、消費生活審議会議で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 年 月 日 ※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏 名 _____

(送付先)

小金井市市民部経済課 担当：齋藤・中條

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9831

FAX：042-386-2609 E-mail：s030302@koganei-shi.jp

令和 6 年度消費者行政事業の概要

市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、消費者行政を総合的に推進するため、平成 10 年 7 月 1 日、「小金井市消費生活条例」を施行した。

消費者行政については、東京都と市の役割分担を図る中で、市では、消費者や消費者活動に対して、自立の支援や消費生活における被害の救済などの事業を実施している。

1 消費生活相談

訪問販売等の契約トラブルや、購入した商品や役務に対する苦情などの相談窓口を設け、専門の消費生活相談員が対応している。

情報提供だけでなく、経済的被害を被った場合は、業者斡旋をして被害金等を取り戻す交渉など被害救済に努めている。

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 9 時 30 分～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

場 所 消費生活相談室（市役所第二庁舎 4 階）

相談員 消費生活専門相談員 4 人

<関係規定>

☆小金井市消費生活条例及び同施行規則（平成 10 年 7 月 1 日施行）

☆消費生活相談員設置要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）

令和 6 年度相談件数 406 件（10 月 31 日現在）

2 消費生活審議会

市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、行政の運営に当たり専門性の高い事項や公正な執行が望まれる事項等について、広く各界の意見を聴くために設置しています。

第 1 回 7 月 16 日（月） 萌え木ホール A 会議室

第 2 回 11 月 27 日（水） 西庁舎 第五会議室

第 3 回 来年 2 月を予定

<関係規定>

☆小金井市消費生活条例及び同施行規則
（平成 10 年 7 月 1 日施行）

3 消費者講座（消費者講座・一日生活教室）

自立した消費者育成を目指し、消費生活に必要な知識及び判断力の習得と意識啓発の向上を図ることを目的としている。また、高齢者の見守り協力者の育成を目的とした講座も開催している。

(1) 消費者講座

高齢者への注意喚起を目的として、各種イベントや公民館事業と連携して啓発活動を実施している。

- ・公民館緑分館高齢者学級（6月5日）
- ・カラオケ大会（6月10日）
- ・体力測定講習会（6月11日）
- ・さくら体操（6月19日、20日、21日、25日、26日、27日、28日）
- ・輪投げ大会（9月4日）
- ・シニア元気フェスタ（9月14日）
- ・グランドゴルフ大会（9月17日）
- ・レクダンスのつどい（11月20日）

(2) 消費者スクール

契約の基本について学び、消費生活相談事例を通して対策と注意喚起を行う。学校の要望に応じて対面やオンラインで実施している。

5月～7月 東京学芸大学

10月21日 法政大学小金井キャンパス

(3) 一日生活教室（地元野菜を使った講座）

7月10日 「夏野菜を取り入れましょう」

小金井ファーマーズ・マーケット

4 消費者団体育成

市内の4団体で「小金井市消費者団体連絡協議会」を組織し、相互の連携を図りながら消費者意識の向上に努め、消費生活展、リサイクルバザーをはじめ、消費生活に関する調査、環境問題、機関紙発行などに取り組む。

市では、この協議会に対して補助金を交付するなどして育成・援助を行っている。

<関係規定>

☆小金井市消費生活条例

☆小金井市消費者団体連絡協議会補助金交付要綱

5 不用品交換常設コーナー

市民に物を大切にす精神と再利用を促す目的で、不用品を交換したい者（売手、買手）からの申請に基づいて「交換カード」を作成し、常設コーナーに掲示し周知する。交換品の陳列、展示は行わない。交換の交渉はすべて交換者同士で行う。

設置場所 市役所第二庁舎 4階消費者コーナー

交換期間 4か月間

除外品目 食料品、不動産、自動車、薬品、ペットなど

※修理を要する機器類、着古したもの、下着類の衣料品も除外

令和6年度 登録34件（10月31日現在）

<関係規定>

☆不用品交換常設コーナー設置要綱（昭和52年5月1日施行）

6 食品放射能測定

希望する市民に対し食品の放射能測定を実施する。測定業務は市と協定を結んだ団体が測定している。（電話で予約受付）

測定場所 上之原会館放射能測定室

測定団体 小金井市放射能測定器運営連絡協議会

測定日 週1日金曜日、1日1回

測定内容 食品中のセシウム134及びセシウム137の放射能濃度
（国の基準数値 100ベクレル/kg）

令和6年度 申込27件（10月31日現在）

<関係規定>

☆小金井市放射能測定事業取扱要領（平成2年9月1日施行）

7 公衆浴場施設改修費補助制度

公衆浴場が地域住民の公衆衛生の確保に果たしている役割とその公共性にかんがみ、公衆浴場の営業許可を得て現に営業している浴場に対して、施設の改修工事に要する経費の一部を補助する。

市内1浴場

補助金額 改修工事費の1/2以内とし、限度額50万円

<関係規定>

小金井市公衆浴場施設改修費補助金交付要綱（平成3年5月1日施行）

8 計量器検査事前調査

計量法の規定により、商店での取引や学校、病院等での証明に使用する業務用はかりは、2年に一度の検査を受けなければならないことになっている。このため、検査対象台帳を作成するため、はかりの種類及び数量等の事前調査を市が行う。

※今年度は実施年度であるため3月に実施。平成17年度から東京都の検査員が直接事業所に出向き検査している。

9 北多摩南部地区消費者行政協議会（5市協）

広域化・複雑化する消費者問題に対応するため、消費者行政のあり方について研究を行うとともに、相互の連帯を密にすることにより、北多摩南部地域における消費者行政施策の発展を図っている。

組織 北多摩南部5市（三鷹市、府中市、調布市、狛江市、小金井市）
及び東京都消費生活総合センター

事業 消費者行政の研究調査、情報交換及び協議。

会議 総会 5月28日（火）
定例会 8月5日（月）第1回
いずれもオンラインで実施

<関係規定>

☆北多摩南部地区消費者行政協議会規約（平成13年4月1日施行）

10 家庭用品品質表示法等、立入調査

経済産業省・消費者庁の移管により、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法の立入検査を行う。

☆検査方法 市内販売店等の製品の陳列保管場所に立入り、法に基づく製品の表示の有無を確認する。

調査日時 12月中を予定

<検査品目>

家庭用品品質表示法＝電子レンジ

電気用品安全法＝ACアダプター（電気シェーバー）

消費生活用製品安全法＝圧力釜（IHジャー炊飯器）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

＝カートリッジガスコンロ

ガス事業法＝ガスコンロ

1 1 その他

【高齢者対策事業】

《地域包括支援センター訪問》

- ・市内4つの包括支援センターと本町高齢者在宅サービスセンターに年度始めに挨拶するとともに、必要に応じて随時情報交換を行っている。

《悠友クラブ（老人クラブ）との連携》

- ・高齢者の消費者被害未然防止のため、悠友クラブ（老人クラブ）事務局に年度始めに訪問。講座の参加及び出前講座の呼びかけを行っている。

【都及び関係機関との連携】

《多重債務110番》

- ・9月2・3日 多重債務に関する相談件数0件

多重債務は必ず解決することを広く都民に周知し、法律の専門化と相談できる機会を様々な形で都民に提供するための共同で開催している。相談室にて電話・来所による対応、市報及び市のホームページで広報している。

《高齢者被害特別相談》

- ・9月9・10・11日

高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を目的とし、特別相談を関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーンとして連携して取り組むことで普及啓発効果を高める。市報及び市のホームページで広報し、パンフレットの設置などを行う。

令和5年度 消費生活行政 事業報告

1 消費生活相談

(単位:件)

			令和4年度	令和5年度
1	商品一般	商品の相談であることが明確であるが、2～10のいずれであるかを特定できない、または特定する必要のない相談	32	21
2	食料品	飲食に供される商品	34	33
3	住居品	主として家事に使用するものと住宅内に置いて使用するもので、趣味、教養、娯楽等の目的より、生活必需品としての要素が強い商品	35	27
4	光熱水費	電気・ガス等のエネルギーを含む光熱費、および水道水等の水。供給元から各戸の親メーターまでの設備・器具を含む	11	14
5	被服品	衣服とその付属品等、身につけて使用するもの、およびそれらを作るための生地、糸等の服飾材料	58	46
6	保健衛生品	人の身体を清潔にし、美化し、または健康を保ち、疾病を治療するために使用される商品	79	51
7	教養娯楽品	主として教養、事務または娯楽・趣味の目的で使用される商品	86	64
8	車両・乗り物	人または物を運搬するために屋外で使用するもの 原動機を搭載しているものだけでなく、自転車、ペーパークーなどのように人力で移動させるものを含む	10	12
9	土地・建物・設備	宅地等の土地、住宅等の建物、住宅材料および建築時に設置するのが一般的である相当大がかりな住宅設備	22	54
10	他の商品	商品のうち、2～9の各項目に該当しないもの	0	1
11	クリーニング	クリーニング事業者にて被服品、じゅうたん、カーテン等のクリーニングを依頼する場合。	3	4
12	レンタル・リース・賃借	商品を賃貸借する場合の相談。不動産の場合は使用貸借も含む。	58	37
13	工事・建築・加工	ある商品に作ってもらう場合。	35	15
14	修理・補修	品物を修理・補修してもらう場合(自分で作った修理等は含まない)。	21	16
15	管理・保管	品物の管理、保管をしてもらう場合。	2	1
16	役務一般	役務の相談であることが明確であるが、17～24のいずれの役務であるか特定できない、または特定する必要のない相談	6	1
17	金融・保険サービス	生命保険・損害保険等の保険、貯蓄・証券・債券、金融派生商品及び融資・振込・送金等の金融サービス	45	63
18	運輸・通信サービス	旅客・貨物運送サービスおよび電話、放送、インターネット等の通信サービス	54	67
19	教育サービス	学校教育、補習教育、およびそれらの関連活動	6	3
20	教養・娯楽サービス	教養、趣味、娯楽の目的で受ける役務	60	51
21	保健・福祉サービス	保健・衛生を保つために受ける役務、身体を美化するために受ける役務、および福祉サービス	55	46
22	他の役務	サービス業のうち、17～21の各項目に該当しないもの	48	30
23	内職・副業・ねずみ講	営利を目的とする販売・契約行為のうち、1～22のいずれにも該当せず、かつ消費者問題の範ちゅうにあると考えられる相談	22	10
24	他の行政サービス	消費者問題に直接関係のない相談で、相談の相手方が行政機関である場合	6	5
25	他の相談	“売り手 対 買い手”という図式を持たない相談	12	10
総計			800	682

2 一日生活教室

	実施日	内容	実施場所	講師	受講人数
1	2/21	野菜を丸ごと使いきろう	小金井ファーマーズ・マーケット 調理室	東京むさし農業協同組合 小金井地区女性部	15

3 消費者講座

	実施日	内容	実施場所	(開催イベント等)	形態	受講人数
1	5/16	最近の消費者被害の事例	上水公園グランド	グランドゴルフ大会	対面	64
2	6/1	最近の消費者被害の事例	社会医学技術学院	さくら体操	対面	17
3	6/7	最近の消費者被害の事例	小金井 宮地楽器ホール(小 金井市民交流センター)	カラオケのつどい	対面	300
4	6/7	最近の消費者被害の事例	市役所	さくら体操	対面	15
5	6/20	最近の消費者被害の事例	西之台会館	さくら体操	対面	13
6	7/6	最近の消費者被害の事例	桜町高齢者在宅サービスセンター	さくら体操	対面	22
7	7/14	最近の消費者被害の事例	西之台会館	さくら体操	対面	19
8	7/22	「消費者は狙われている」	ハイホーム武蔵小金井	まなびあい出前講座	対面	18
9	9/1	「高齢者の消費者被害を防ぐ」	公民館東分館	成人学校	対面	15
10	9/6	最近の消費者被害の事例	総合体育館	輪投げ大会	対面	89
11	9/16	最近の消費者被害の事例	小金井 宮地楽器ホール(小 金井市民交流センター)	シニア元気フェスタ	対面	341
12	1/22	「はっきり言おう『いらぬものはいりません!』」	萌え木ホール	地域班集会	対面	49
13	2/1	「新NISAを学ぶ」※	萌え木ホール	-	対面	31

※アーカイブ配信も実施

4 消費者スクール

	実施日	内容	実施場所	形態	受講人数
1	5/1~7/31	「若者たちを狙う悪質商法について」	東京学芸大学	配信	115※
2	5/10	「気をつけて! 悪質業者は若者を狙っています!」	都立小金井北高校	対面	237
3	10/17	「若者たちを狙う悪質商法について」	法政大学	配信	23
4	2/9	『この話、いいかも!』と思ったあなた、いいかもです。』	東京学芸大学附属小金井中学校	対面	127
5	3/7、3/11	「トラブルを知ってカシコイ消費者になろう!」	南中学校	対面	127

※再生回数

5 北多摩南部地区消費者行政協議会

	実施日	内容	形態
1	5/31	総会 ・令和4年度事業報告 ・令和5年度事業計画(案) ・情報交換	Web
2	8/18 12/20 3/4	定例会 ・消費者問題の対策兼研究 ・情報交換	Web
3	12/13	相談員情報連絡会 デジタルプラットフォーム企業の関係する消費者取引について	Web

6 不用品交換

47件

	成立	取下	削除	未	合計
売手	3	11	11	7	32
買手	2	0	5	4	11

7 消費者団体講習会講師派遣
 団体から依頼がなかったため実施せず

8 小金井市消費者団体連絡協議会による事業

活動名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
おもちゃの病院(件)	2	6	0	2	休	11	10	3	2	7	10	4	57
食器回収(kg)	19.2	15.3	3.5	8.3	休	7.3	14.7	6.3	18.5	5.5	4	41.6	144.2
リサイクルバザー	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず												-
食器リユース市(円)	880	620	100	200	休	80	140	870	620	360	320	7,000	11,190

9 消費生活展

令和5年10月21日(土) 第57回消費生活展 マルシェこがねい
 「地元の仲間と消費生活でつながろう おいしく・たのしく・かしこく」

10 消費者ルームまつり

令和6年3月21日(木)に上之原会館で実施(おもちゃの病院、食器回収、食器リユース市、物販等)

11 消費者団体育成

小金井市消費者団体連絡協議会

加入団体	5団体
補助金額	207,120円

12 公衆浴場施設改修補助制度実施状況

件数	0件
補助金額	0円

13 放射能測定実施状況

件数	47件
----	-----

14 小金井市消費生活審議会開催状況

	開催日	議題
第1回	7月31日	これからの消費者行政のあり方について
第2回	11月14日	これからの消費者行政のあり方について
第3回	3月28日	これからの消費者行政のあり方について

消費生活行政 予算・決算概要

(単位:千円)

事業名	事業概要	所管課	令和4年度	令和5年度		令和6年度	事業実施年度		
			決算額	予算額	決算額	予算額	R4	R5	R6
消費者対策に要する経費									
消費生活審議会委員報酬	消費生活審議会の委員報酬	経済課	143	183	173	183	○	○	○
消費生活相談員報酬(4人分)	消費生活相談員の人件費	経済課	5,081	5,109	4,636	5,405	○	○	○
消費者団体講習会講師謝礼	消費者団体講習会の講師謝礼	経済課	0	21	0	21	○	○	○
一日生活教室講師謝礼	一日生活教室の講師謝礼	経済課	0	21	21	21	○	○	○
消費者講座講師謝礼	消費者講座講師謝礼	経済課	238	412	125	356	○	○	○
	消費者スクール・高齢者見守り協力者育成講座 ①②⑥	内交付金	238	184	125	-			
消費生活相談アドバイザー謝礼	消費生活相談アドバイザーの謝礼	経済課	240	240	240	240	○	○	○
消耗品費	消費者ルーム印刷機マスター・トナー、文具等	経済課	2,120	191	190	181	○	○	○
	啓発等冊子・啓発用グッズ(若年者・高齢者) ①②	内交付金	1,931	-	-	-			
印刷製本費	消費生活相談事例集、成人式啓発冊子	経済課	107	112	111	114	○	○	○
緊急修繕料(備品)	上之原会館設置備品等	経済課	0	11	0	11	○	○	○
郵便料	郵便料(隔年計量検査)	経済課	37	6	3	39	○	○	○
電話料	消費生活相談室の電話料	経済課	149	146	133	135	○	○	○
回線使用料	リモート会議用システム回線使用料	経済課	40	40	40	40	○	○	○
	リモート会議用システム回線使用料 ①②	内交付金	40	-	-	-			
放射能分析検査委託料	基準値を超えた食品について外部へ検査委託	経済課	0	9	9	9	○	○	○
放射能測定器保守点検委託料	一般市民向け放射能測定器の保守点検	経済課	202	203	202	203	○	○	○
高齢者消費者被害防止マニュアル作成委託料	見守り関係者向けのマニュアル作成委託	経済課	-	220	219	-	○	○	○
	見守り関係者向けのマニュアル作成委託 ④	内交付金	-	220	219	-			
電子複写機使用料	上之原会館設置の電子複写機(一般市民向け)	経済課	104	120	101	118	○	○	○
リモート会議システムライセンス使用料	Webexライセンス使用料	経済課	33	33	33	33	○	○	○
印刷機使用料	上之原会館設置の印刷機(一般市民向け)	経済課	232	233	232	233	○	○	○
小金井市消費者団体連絡協議会補助金	消費者団体連絡協議会への補助	経済課	218	400	207	400	○	○	○
公衆浴場改修費補助金交付制度に要する経費									
公衆浴場施設改修費補助金	公衆浴場に対する補助	経済課	500	500	0	500	○	○	○
合計			9,443	8,204	6,675	8,242			

※四捨五入して記載しているため、合計値が合わない場合がある

事業名	事業概要	所管課	令和4年度 決算額	令和5年度		令和6年度 予算額	事業実施年度		
				予算額	決算額		R4	R5	R6

消費者行政交付金(推進事業)(地域安全課分)

自動通話録音機貸出事業	自動通話録音機購入	地域安全課	438	902	827	-	○	○	
	自動通話録音機購入 ③	内交付金	438	902	827	-	○	○	

消費者行政交付金(強化事業)(職員課分)

消費生活相談員レベルアップ事業	消費生活相談員研修受講	職員課	17	29	21	29	○	○	○
	消費生活相談員研修受講 ⑤	内交付金	9	14	11	14	○	○	○

※四捨五入して記載しているため、合計値が合わない場合がある

消費者行政強化交付金の交付状況

●消費者行政強化交付金(推進事業)

(補助率10/10)

●:交付金終了年度

事業名	事業概要	所管課	令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	令和6年度 申請額	事業該当年度		
						4	5	6
地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業								
小中学生向け消費者教育推進事業	中学生のための消費者スクール ①	経済課	1,147	-	-	●		
高齢者見守り協力者の育成支援事業	高齢者見守り協力者育成講座、出前寄席 ②	経済課	1,095	-	-	●		
自動通話録音機の貸出	自動通話録音機購入 ③	地域安全課	438	902	-	○	●	
多様化する消費者問題への対応力強化事業	高齢者消費者被害防止マニュアル作成 ④	経済課	-	220	-	○	●	
消費者行政交付金(推進事業) 合計			2,680	1,122	0			

●地方消費者行政強化交付金(強化事業)

(補助率1/2)

●:交付金終了年度

事業名	事業概要	所管課	令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	令和6年度 申請額	事業該当年度		
						4	5	6
国が指定する研修への参加								
消費生活相談員レベルアップ事業	国民生活センター開催研修参加へ要する経費 ⑤	職員課	9	14	30	○	○	○
消費者講座	若年層・高齢者向けの消費者講座 ⑥	経済課	-	184	157		○	○
消費者行政交付金(強化事業) 合計			9	198	187			

※四捨五入して記載しているため、合計値が合わない場合がある